

【建築基準法施行令第120条第1項】 採光無窓居室から直通階段までの歩行距離制限の合理化

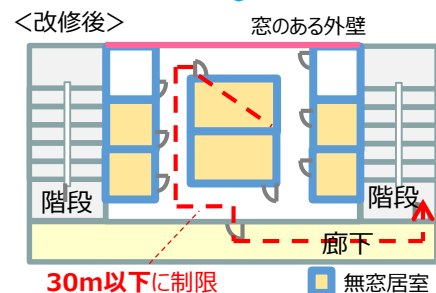
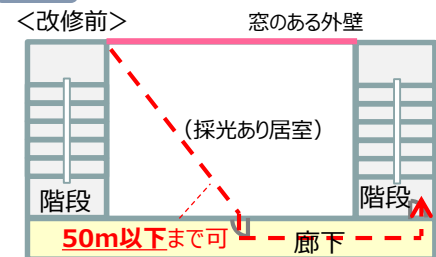
現状・改正主旨

- 建築基準法では、火災発生時の地上までの避難時間を短くするため、各居室から直通階段までの歩行距離を制限している。
- 採光無窓居室は、視認性の低さ等により避難時間が伸びる可能性があることから他の居室よりも厳しい制限が適用される。※採光無窓居室の場合：上限値30m、採光あり居室の場合：上限値50m等
- 近年、既存建築物の空間を小区画化してシェアオフィスとして利用するニーズが高まっているが、採光無窓居室が新たに発生し当該規制に適合できないことが設計上支障となっている旨が指摘されていたところ。

改正概要

- 採光無窓居室や当該居室からの避難経路（廊下、階段等）に一定の措置を講じた場合、**直通階段までの歩行距離上限をその他の居室（採光有り居室）と同等まで引き上げ可能とする。**
（※令第121条第3項の重複距離制限も併せて合理化）

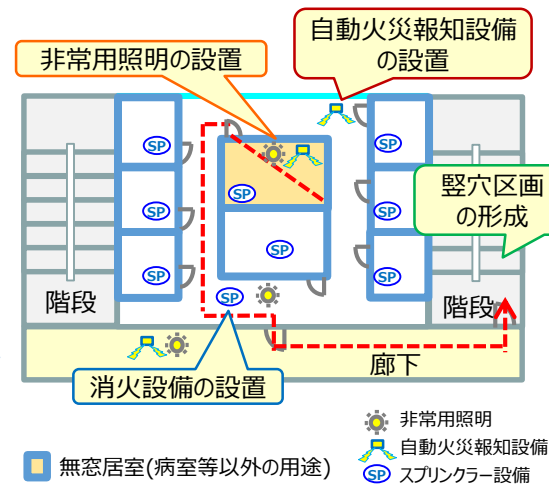
現状



合理化対象(令和5年国土交通省告示第208号にて規定)

⇒次の措置を講じた採光無窓居室は直通階段までの歩行距離を採光あり居室と同等（**50m等**）まで引き上げ可能

- (1)自力避難困難用途(病院・診療所(病床あり)等)の居室、地下の居室でないこと
- (2)＜火災の早期覚知＞ **自動火災報知設備の設置**
- (3)＜早期居室避難＞
居室の**床面積の制限**(30㎡以内) 又は
居室及び避難経路への**非常用照明の設置**
- (4)＜直通階段までの通路等の火・煙からの防護＞(①及び②)
①当該通路等を**火災の発生の恐れのない室**とする
(※当該通路等で出火した場合の避難安全性が検証された場合は除く)
②当該通路等及びその隣接室(※)に**スプリンクラー設備を設置**
(※火災の発生の恐れのない室は除く)
又は 当該通路等を**不燃壁・不燃戸(遮煙)**で区画
- (5)＜直通階段の火・煙からの防護＞
直通階段を**準耐火構造の壁と防火設備(遮煙)**で区画 等



＜本合理化が適用可能となる設計イメージ＞

【建築基準法施行令第111条】 主要構造部を耐火構造等とする無窓居室の範囲の合理化

現状・改正主旨

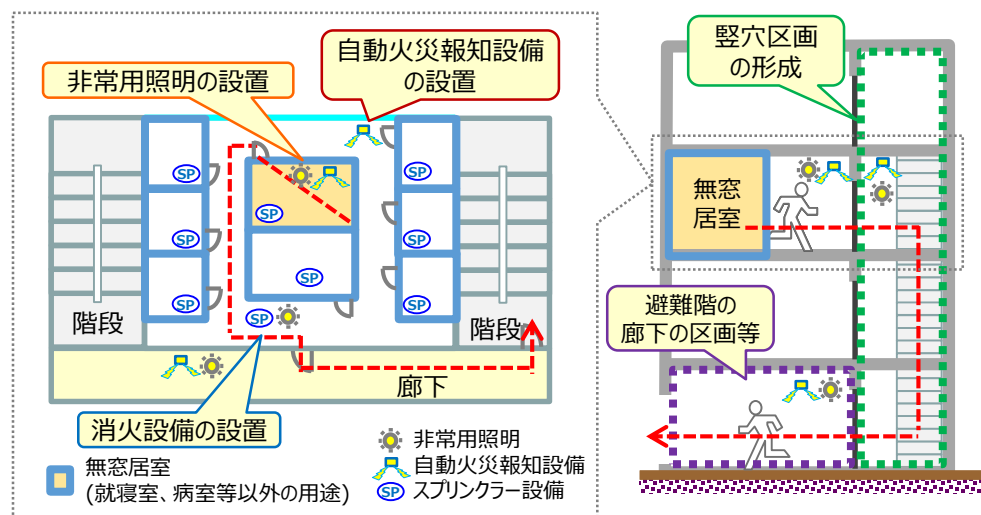
- 採光上・避難上の無窓居室については、火災時の居室からの避難安全性等の確保のため、居室を区画する主要構造部を耐火構造又は不燃材料とすることを要求している。
- 近年、既存建築物の空間を小区画化してシェアオフィスとして利用するニーズが高まっていること等をうけ、今般の令第120条の改正（採光無窓居室から直通階段までの歩行距離制限の合理化）と同様の観点から一定の措置を講じた無窓居室は本規制の適用について合理化を行う。
- ※ 警報設備を設け、かつ、床面積が小規模（30㎡）の無窓居室等については、既に本規制の適用が除外されており、今般の改正は本規制の適用除外対象となる居室の条件について拡充を行うもの。

改正概要

- 無窓居室及び当該居室から地上までの避難経路（廊下、階段等）に一定の措置を講じた場合、当該無窓居室の主要構造部を耐火構造又は不燃材料とすることを不要とする。

合理化対象(令和2年国土交通省告示第249号にて規定)

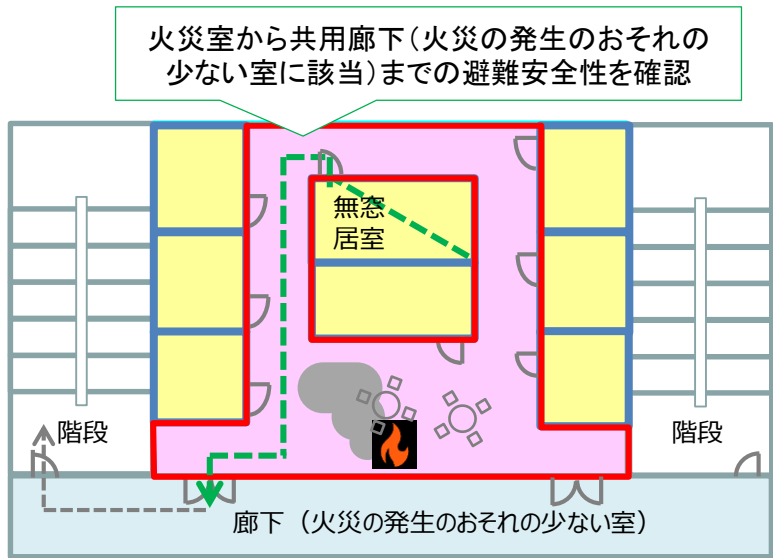
- (1) 自力避難困難用途(病院・診療所(病床あり)等)の居室、地下の居室、就寢室でないこと
- (2) **<火災の早期覚知> 自動火災報知設備の設置**
- (3) **<早期居室避難>**
居室及び避難経路への**非常用照明の設置**
- (4) **<直通階段までの通路等の火・煙からの防護>** (①及び②)
① 当該通路等全体を**火災の発生の恐れのない室**とする
(※通路等で出火した場合の避難安全性が検証された場合は除く)
② 当該通路等及びその隣接室(※)に**スプリンクラー設備を設置**
(※火災の発生の恐れのない室は除く)
又は 当該通路等を**不燃壁・不燃戸(遮煙)で区画**
- (5) **<直通階段の火・煙からの防護>**
直通階段を**準耐火構造の壁と防火設備(遮煙)で区画**等
- (6) **<避難階の通路等の火・煙からの防護>** (①及び②)
① 階段から出口までの通路等全体を**火災の発生の恐れのない室**とする 又は 当該通路等に**スプリンクラー設備を設置**
② 当該通路等を**準耐火構造の壁と防火設備(遮煙)で区画**



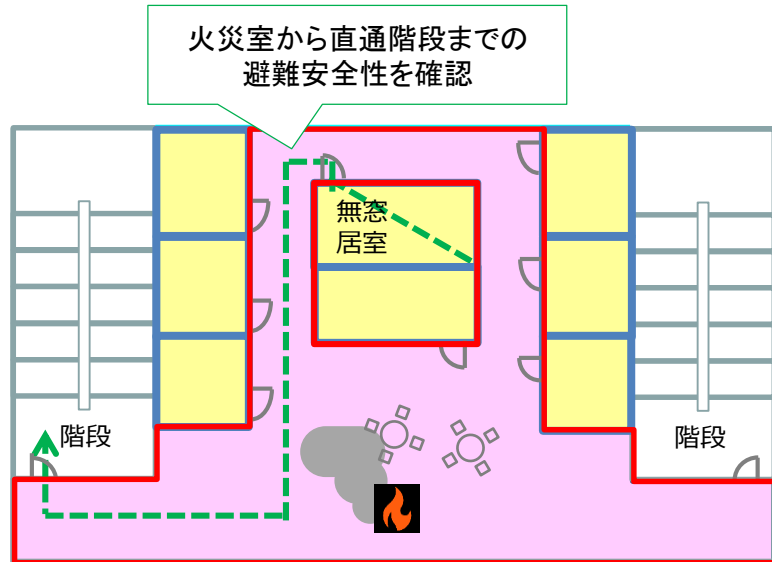
<本合理化が適用可能となる設計イメージ>

- 令第120条第1項及び令第111条第1項に係る合理化の対象となる無窓居室は、当該無窓居室から直通階段に通ずる避難経路部分(廊下その他の避難の用に供する部分)の全体が火災の発生のおそれの少ない室(平成12年建設省告示第1440号)に該当するものであることを原則とする。
- 避難経路部分が火災の発生のおそれの少ない室に該当しない場合(当該部分の一部を居室利用する場合等)は、当該部分が出火室となった場合も、当該部分(及び当該部分を通らなければ避難できない部分)の在館者が出火室の外まで安全に避難できることを、避難安全検証法(煙高さ判定法)に準じた計算方法により検証する。
(※避難時間判定法による検証は対象外)
- 検証の対象となる部分是不燃材料の壁及び戸(遮煙性能のあるもの)で区画されたものとする。

例1：
無窓居室から直通階段に通ずる廊下等が
火災の発生のおそれの少ない室に該当する共用廊下を含む場合



例2：
無窓居室から直通階段に通ずる廊下等を一体的空間とする場合



- 避難経路のうち火災室となることが想定される部分 ※不燃材料の壁及び戸(遮煙性能あり)で他の部分と区画
- 火災室を通らなければ避難できない建築物の部分(当該部分の在館者も含めた避難安全性の検証を実施)